

要 望 書

令和 2 年度

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会

令和 2 年 8 月 18 日

三田市長 森 哲男 殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、次のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 児 玉 耕 二

一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
会 長 柏 本 保

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第98号及び告示第670号）に準拠のうえ、業務委託内容を明確化した契約を行い、追加的な業務が発生した場合は適正な経費の積み上げがなされるよう強く要望いたします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、品確法等の趣旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用し、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう要望いたします。

やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ、もしくは「低入札価格調査基準」を設定していただくよう強く要望いたします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入にご配慮いただくよう要望いたします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の実績を活用していただくよう要望いたします。